

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	参議院情報監視審査会の活動経過 —年次報告書（令和4年6月）の概要—
著者 / 所属	情報監視審査会事務局
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	447号
刊行日	2022-7-8
頁	140-150
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220708.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220708.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

## 参議院情報監視審査会の活動経過

### — 年次報告書（令和4年6月）の概要 —

情報監視審査会事務局

1. はじめに
2. 特定秘密保護法の概要
3. 審査会の任務・権限等
4. 審査会の活動経過
5. 調査における主な質疑
6. 主な指摘事項
7. おわりに

#### 1. はじめに

令和4年6月3日、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第22条第1項に基づき、「年次報告書（令和4年6月）」（以下「本報告書」という。）を参議院議長に提出した<sup>1</sup>（写真）。また、同月8日には、参議院本会議において審査会会長がその概要を報告した。



（出所）参議院広報課提供

審査会は、特定秘密<sup>2</sup>を取り扱う保護

<sup>1</sup> 審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと定められている。また、年次報告書のほか、必要があると認めるときは報告書を提出することができる（審査会規程第22条第2項）。審査会は平成27年3月に活動を開始しており、年次報告書の決定は今回が7回目である。過去分を含む報告書一覧が、参議院ウェブサイトに掲載されている。

<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/index.html>>（以下、最終アクセスは全て令4.6.20）

<sup>2</sup> 我が国の安全保障に関する情報の中で、特に秘匿することが必要なもの。次頁「2. 特定秘密保護法の概要」参照

措置<sup>3</sup>の一環として、原則非公開とされ、会議録も公表されていない<sup>4</sup>。その一方で、審査会の活動を明らかにすることも国会の一組織として求められており、審査会の年次報告書は、これらのバランスを考慮して作成されるものである。

本報告書は、令和3年10月1日から令和4年4月30日までの期間の審査会の活動を取りまとめたものであり、「1 報告書の趣旨及び対象期間」、「2 審査会の任務・権限等」、「3 審査会の活動経過等」、「資料」及び「関連条文」で構成されている。本稿では、その概要を紹介することとしたい。

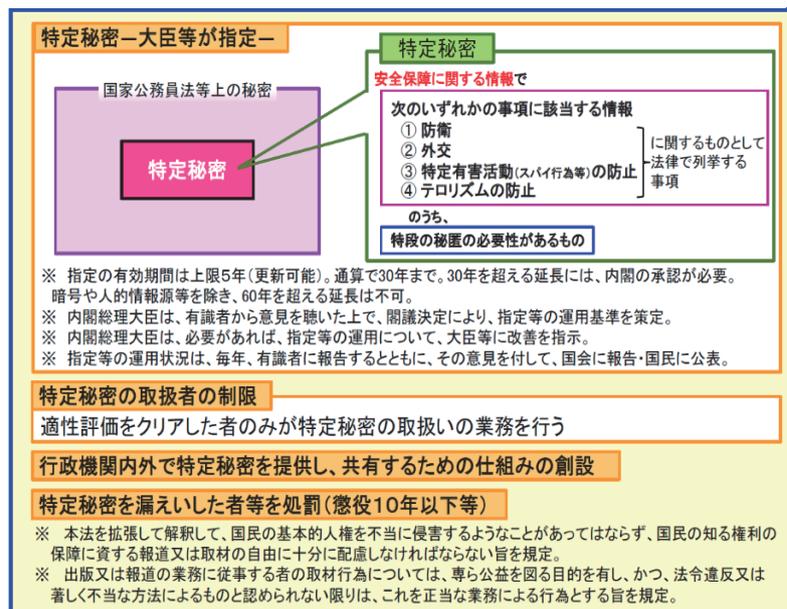
## 2. 特定秘密保護法の概要

ここでは、本報告書の概要の紹介の前に、改めて特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）について簡単に触れることとする。

特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、特定秘密の指定や解除、特定秘密の漏えいを防止するための適性評価<sup>5</sup>や罰則、そして、本法の適正な運用を図るためのルール等について定めている（図表1参照）。

行政機関の長は、①特定秘密保護法の別表に掲げるいずれかの事項（防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止）に該当する情報〔別表該当性〕、②公になっていないもの〔非公知性〕、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なもの〔特段の秘匿の必要性〕という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされ（特定秘密保護法第3条第1項）、特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価にお

図表1 特定秘密保護法のポイント



（出所）内閣官房資料

<sup>3</sup> 特定秘密の知得者の制限など、特定秘密の漏えいを防ぐための人的・物的な措置をいう。

<sup>4</sup> 審査会は、議員その他の者の傍聴を許すものとする決議を行った場合（＝公開の場合）を除き、非公開で行われる（審査会規程第26条第1項及び第2項）。なお、特定秘密に関する議論のない手続のための審査会（会長の互選や年次報告書の決定等）は公開で行われており、当日の審査会会議録はインターネット（国立国会図書館の国会会議録検索システム）で閲覧できる。〈<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>〉

<sup>5</sup> 適性評価とは、特定秘密の漏えいを防止するため、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれの有無を判断する制度である。

いて特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない（特定秘密保護法第11条）。

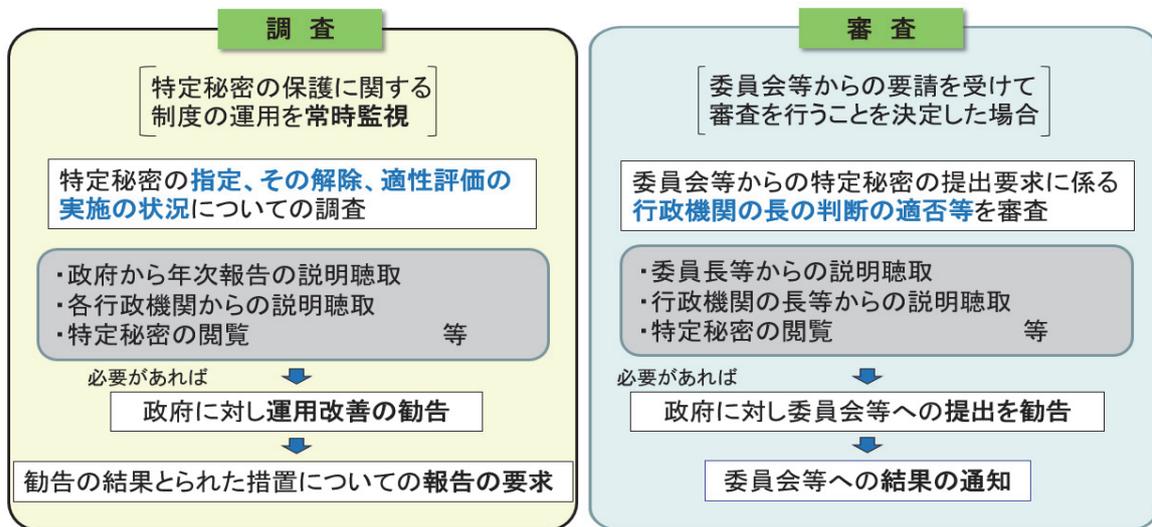
また、政府は、特定秘密の漏えいの防止を図るとともに、その運用の適正を確保するため、特定秘密保護法を統一的に運用する基準（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）」<sup>6</sup>を策定している。

本審査会は、特定秘密保護制度の運用を常時監視するため、国会法（昭和22年法律第79号）の改正等により設置された常設の機関である。

### 3. 審査会の任務・権限等

審査会の活動の柱は、①特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査と、②委員会等からの特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等に関する審査の二つである<sup>7</sup>（図表2参照）。審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨、②審査の結果、必要があると認めるときは、議院及び委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨等を勧告できる<sup>8</sup>が、対象期間内にはいずれの勧告も行っていない。本報告書の対象期間中、審査会は7回開会された。委員会等からの審査の要請等はなく、行政における特定秘密の指定等の状況について調査を行った。

図表2 審査会の「調査」と「審査」



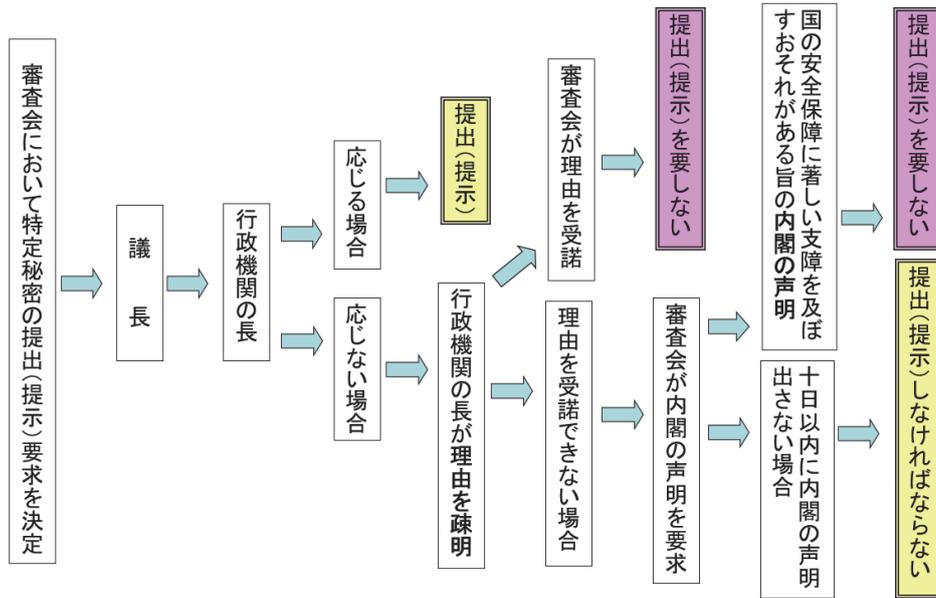
（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

<sup>6</sup> 運用基準は、基本的な考え方として、特定秘密に関する業務を行う全ての者に対し①法の拡張解釈の禁止、基本的人権及び報道・取材の自由等の尊重、②公文書管理法と情報公開法の適正な運用、③特定秘密を取り扱う者等の責務を示した上で、特定秘密の指定や適性評価の実施等について、具体的な基準を定めている。

<sup>7</sup> 国会法第102条の13

<sup>8</sup> 国会法第102条の16第1項、第102条の17第5項等

図表3 審査会が政府に対し特定秘密の提出（提示）を要求する場合の流れ



（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

また、審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対して特定秘密の提出又は提示を求めることができ<sup>9</sup>（図表3参照）、対象期間中の調査では、内閣官房から、審査会が要求した特定秘密の提示を受けた<sup>10</sup>。

#### 4. 審査会の活動経過

審査会では、毎年政府から提出される「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（以下「政府の年次報告」という。）<sup>11</sup>を踏まえ、調査を進めている（図表4参照）。政府からは、政府の年次報告、特定秘密指定管理簿<sup>12</sup>及び特定秘密指定書等<sup>13</sup>の提出を受けており、今回の調査は、令和3年6月に国会に提出された政府の年次報告を踏まえて行われた。

今回の調査では、まず、同年12月に特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する小林国務大臣から政府の年次報告について概要説明を聴取した。続いて、内閣官房（内閣情報調査室）から、政府の年次報告についての補足説明及び令和2年中に適性評価のみを実施した15の行政機関<sup>14</sup>における適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を

<sup>9</sup> 調査に係る規定は国会法第102条の15第1項等、審査に係る規定は同法第102条の17第2項等。

<sup>10</sup> 内閣衛星情報センター（脚注19参照）への委員派遣を行い、同センターにおいて、情報収集衛星関係の特定秘密の提示を受けた（図表6参照）。

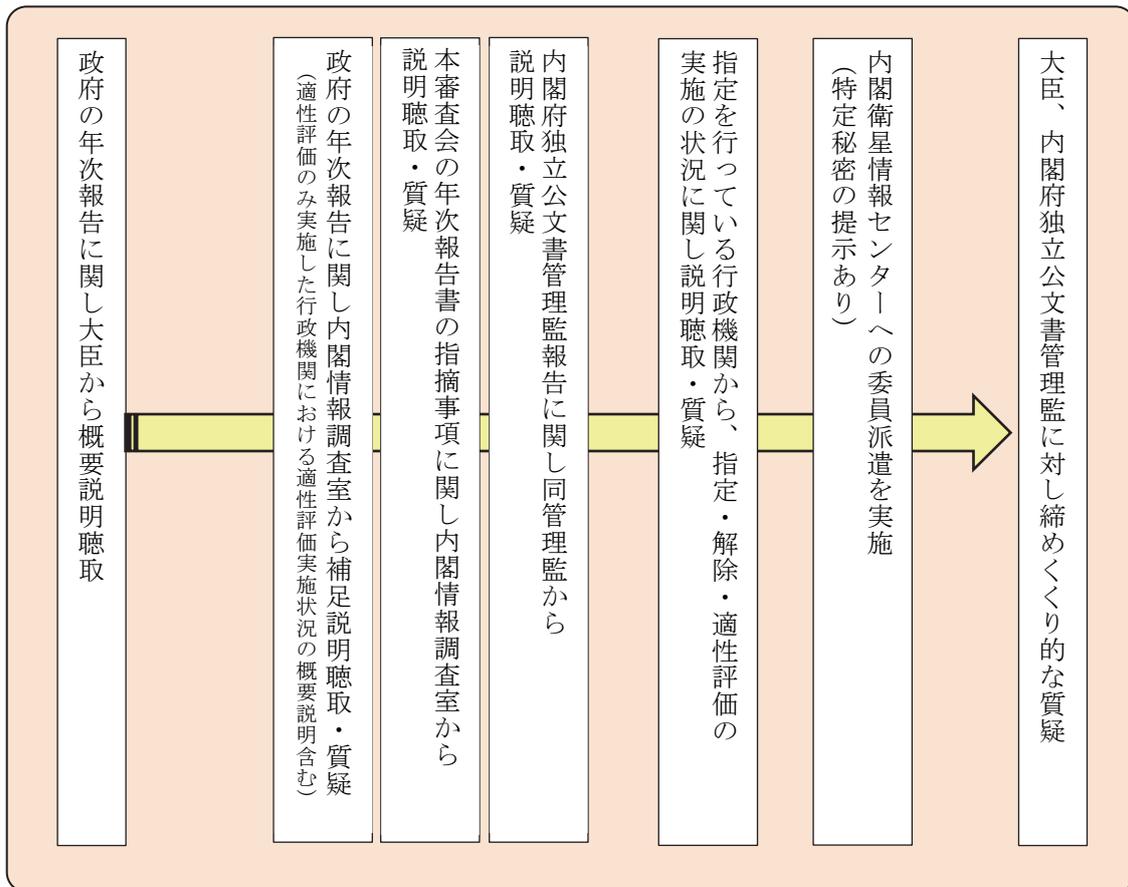
<sup>11</sup> 特定秘密保護法第19条の規定において、政府は毎年、有識者の意見を付して、特定秘密の指定等の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。

<sup>12</sup> 特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、特定秘密の概要等を記載し、又は記録したもの（特定秘密保護法施行令（平成26年政令第336号）第3条）。

<sup>13</sup> 特定秘密指定書のほか、特定秘密指定満了書、特定秘密指定解除書、特定秘密指定一部解除書及び特定秘密指定延長書の提出を受けている。これらは、各行政機関の長が、特定秘密について、指定、指定の満了、指定の解除、指定された情報の一部解除及び指定の有効期間の延長を行った際に作成される文書である。

<sup>14</sup> 内閣法制局、内閣府、金融庁、消費者庁、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、

図表4 政府の年次報告（令和3年6月）を踏まえた調査の流れ



（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

行うとともに、本審査会の年次報告書（令和2年11月）における指摘事項に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。また、内閣府独立公文書管理監<sup>15</sup>から、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等<sup>16</sup>の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」（令和3年6月）（以下「内閣府独立公文書管理監報告」という。）<sup>17</sup>の概要説明を聴取し、質疑を行った。

続いて令和4年1月及び2月には、特定秘密を指定している12の行政機関<sup>18</sup>から、当該行

資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、環境省及び原子力規制委員会

<sup>15</sup> 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日（平26.12.10）に設置された。

<sup>16</sup> 特定行政文書ファイル等とは、行政文書ファイル管理簿（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち、特定秘密である情報を記録するものをいう（運用基準V1（3））。

<sup>17</sup> 運用基準V5（1）オにおいて、内閣府独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。）は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告するとともに公表することとされている。

<sup>18</sup> 国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁（図表5参照）

政機関における特定秘密の指定や適性評価の実施の状況等について、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

また、内閣衛星情報センター<sup>19</sup>（東京都）への委員派遣を行い、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら、同センターの業務等に関する説明聴取等を行った<sup>20</sup>。

4月には、内閣官房（内閣情報調査室）から特定秘密文書の管理について説明を聴取し、質疑を行った後、これまでの調査を踏まえ、小林国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

## 5. 調査における主な質疑

審査会の年次報告書では、審査会が原則非公開であることを踏まえ、議論のやり取りについて、政府の説明と委員の質疑の概要にとどめ、政府の答弁は掲載していない。以下では、報告書に記載されている質疑の概要の中から、後掲の「6. 主な指摘事項」につながる質疑等（下線付き）を中心に引き上げつつ、主な内容を時系列に沿って紹介する。あわせて、委員派遣の概要も紹介する。

### （1）政府の年次報告等についての説明聴取・質疑

令和3年12月14日、小林国務大臣から政府の年次報告（令和3年6月）について概要説明を聴取した。

続いて同月21日、内閣官房（内閣情報調査室）から、政府の年次報告についての補足説明及び令和2年中に適性評価のみを実施した15の行政機関<sup>21</sup>における適性評価の実施の状況についての説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、情報保全諮問会議<sup>22</sup>の有識者から指定の有効期間及び延長期間のほとんどが5年となっている状況は、必要最小限の情報を必要最低限の期間指定するという運用基準の精神に沿わないのではないかと指摘されていることへの政府の認識、運用基準が定めている指定の解除条件の設定が全体の3割にとどまっていることに対する政府の指導内容等について質疑が行われた。

あわせて、内閣官房（内閣情報調査室）から、本審査会の年次報告書（令和2年11月）における指摘事項に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。この中で、内閣官房（内閣情報調査室）からは、令和3年5月に経済産業省において、職員のキャビネットから特定秘密文書等管理簿に登録していない特定秘密文書が発見されるという事案が発生した旨の報告がなされた。当該特定秘密文書は複数省庁間で開催された課長級の会議で

<sup>19</sup> 内閣情報官直下の内閣情報調査室に置かれた組織であり、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報を収集することを目的として設立され、情報収集衛星システムの開発・運用及び画像情報の収集・分析等を行っている。

<sup>20</sup> 審査会が実施した委員派遣は今回が2回目。前回（平成27年11月）も内閣衛星情報センターを訪れ、特定秘密の提示を受けた。

<sup>21</sup> 脚注14参照

<sup>22</sup> 特定秘密保護法第18条第2項及び第3項により、政府の年次報告及びその公表に当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を付すこととされている。そして、内閣総理大臣がこれら各分野の外部有識者の意見を聴く場として、情報保全諮問会議が設置、開催されている。

配付・回収された後、内閣官房から個別に交付された資料であったが、委員からは、会議における特定秘密文書の回収・交付についての明確なルールの有無について質疑が行われた。

また同日、内閣府独立公文書管理監から、内閣府独立公文書管理監報告（令和3年6月）の概要説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、電子媒体の中にある特定秘密の安全性の確認方法、内閣府独立公文書管理監が行う検証・監察のための組織体制強化の状況、多くの特定秘密の指定の有効期間が5年となっているため、5年ごとに有効期間の延長件数が急増するという状況に備えた検証・監察の体制整備の必要性等について質疑が行われた。

## （２）特定秘密の指定・解除・適性評価の実施状況についての説明聴取・質疑

令和4年1月27日及び2月3日の審査会において<sup>23</sup>、令和2年末時点で特定秘密を指定している12の行政機関（図表5参照）から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。

図表5 審査会で説明聴取・質疑を行った行政機関の指定等の状況

行政機関名	特定秘密の指定	特定秘密文書の保有	指定	指定の解除	指定の有効期間の延長	指定の有効期間の満了
	令和2年末時点		令和2年中			
国家安全保障会議	7	0	1	0	1	0
内閣官房	94	129,026	7	0	9	0
警察庁	41	36,853	4	3	4	3
総務省	11	50	2	0	1	0
法務省	1	3	0	0	0	0
出入国在留管理庁	1	3	0	0	0	0
公安調査庁	26	23,408	2	0	2	0
外務省	40	125,825	1	0	3	0
経済産業省	4	125	0	0	0	0
海上保安庁	21	20,633	1	0	1	0
防衛省	349	183,303	32	0	20	1
防衛装備庁	18	295	1	0	16	0
合計	613	519,524	51	3	57	4

（注1）令和2年末時点で特定秘密を指定している12の行政機関を抜き出したもの

（注2）特定秘密の指定の対象は個々の文書ではなく情報であり、特定秘密が記録された行政文書（特定秘密文書）の件数は特定秘密ごとに異なる。

（注3）国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、同会議の事務局である内閣官房国家安全保障局の保有件数として計上されている。

（出所）政府の年次報告を基に参議院情報監視審査会事務局において作成

委員からは、審査会の役割を踏まえ、各行政機関における特定秘密の指定等が運用基準及びその趣旨に沿ったものとなっているかどうかという観点からの質疑が数多く行われた。

<sup>23</sup> 近年の調査では、常会中に大臣及び内閣府独立公文書管理監に対する締めくくり的な質疑まで行い、秋の臨時会に年次報告書の決定・議長への提出を行っていた。しかしながら、令和4年は夏に参議院議員通常選挙を控えていることを踏まえ、委員間の協議により、年次報告書の決定・議長への提出まで常会中に行うべく調査を進めることとなった。これに伴い、前回の調査では4回に分けて、特定秘密を指定している各行政機関から、それぞれの特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明聴取・質疑を行っていたところ、今回の調査では総枠の時間は変更せずに、昨年4回の2回にまとめて行うことになった。

例えば、**指定の有効期間の延長**について、子や孫に及ぶ危険性に鑑み妥当と考えられる人的情報源に関する情報の延長期間、海上保安庁が延長した特定秘密の有効期間が、他省庁では5年である一方、3年となっている理由等について質疑が行われた。また、指定の有効期間の延長の可否を判断する場合、対象情報全体について判断しているが、個々の文書について判断すべきではないかとの意見が出された。**適性評価**との関連では、適合事業者<sup>24</sup>が行う特定秘密を扱う業務に下請等の適性評価を受けていない者が携わることはないことの確認、適性評価を受けていない職員等のいる執務室における情報管理の方法、適合事業者への適性評価の実施が防衛技術の流出防止に及ぼす効果等について質疑が行われた。

このほか、委員からは、経済産業省における特定秘密文書の**不適切な管理事案**に対し、**再発防止のために講じられた措置の具体的な内容**、特定秘密文書を受領する際の手続を見直す必要性を問う質疑が行われた。このほか、他の行政機関や外国政府等から提供を受けた特定秘密についての提供元との情報共有の在り方、本省と出先機関で情報をやり取りする際の情報保全の方策、ニード・トゥ・ノウ (Need to Know)<sup>25</sup>の適正な運用を確保するための工夫等について質疑が行われた。

なお、委員からは、特定秘密の具体的な内容等についての質疑も行われたが、政府からの答弁に対し、「我々には守秘義務があり、秘密を漏らせば刑罰を受ける。ある程度の内容は説明してもらわないと適正な判断ができない」として、**審査会に対する真摯な対応**を求める意見も示された。

### (3) 委員派遣の実施

審査会における調査の一環として、令和4年2月8日、内閣衛星情報センター<sup>26</sup>（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行った。

同センターでは、まず会議室において、内閣衛星情報センターの概要説明を聴取し、次いで、開発業務及び情報収集衛星に係る暗号について、説明を聴取した。その後、シールドルーム<sup>27</sup>内へ移動し、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら（図表6参照）、分析業務、管制業務及び情報収集衛星に係る暗号について、それぞれ説明を聴取した。さらに、特定秘密の管理状況を確認するため、特定秘密を保管する金庫の視察を行った。

最後に、会議室において、これまでの説明等を踏まえ、委員からは、情報収集衛星10機体制に伴う人員拡充の必要性、情報収集衛星の撮像能力、コロナ禍における同センターの勤務体制、寿命を迎えた情報収集衛星の行く末、情報収集衛星におけるデータの暗号化方法、特定秘密保護制度に関する評価等について質疑が行われた。

<sup>24</sup> 物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの。行政機関の長は、指定をした場合において、契約に基づき、適合事業者により、当該指定に係る特定秘密を保有させることができる（特定秘密保護法第5条第4項）。例えば、適合事業者により、武器等の試験を行わせる場合や武器の部品等の物件を製造させる場合など。

<sup>25</sup> ニード・トゥ・ノウ (Need to Know) とは、「情報は知る必要のある人のみに伝え、知る必要のない人には伝えない」という、情報漏えいのリスクを不必要に高めることを防止するための考え方である。

<sup>26</sup> 脚注19参照

<sup>27</sup> 外部からの電磁波の侵入、外部への電磁波の漏えいのないよう設計・施工された部屋のこと。

図表6 内閣衛星情報センターで提示を受けた特定秘密

特定秘密文書の内容 ( )内は提示を受けた件数	行政機関	提示要求 議決日	提示日
画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報 (4件)	内閣官房 (内閣衛星情報センター)	令4.2.3	令4.2.8
情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報 (3件)			
情報収集衛星に係る暗号に関する情報 (1件)			

(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

#### (4) これまでの調査を踏まえた締めくくり的な質疑

##### ア 特定秘密文書の管理

令和4年4月13日の審査会では、まず、内閣情報調査室における特定秘密文書の不適切な管理事案の発覚を受け、特定秘密文書の管理について、内閣官房(内閣情報調査室)から説明を聴取し、質疑を行った。当該事案は、令和3年9月、病死した内閣情報調査室の職員の自宅(官舎)において、内閣情報調査室の職員が遺品整理をしていたところ、特定秘密文書を発見したというものであり、委員からは、当該特定秘密文書の内容と再発防止に向けた具体的取組、特定秘密の管理について他国の優良事例を研究する重要性、当該職員が存命の場合に想定される処分等について質疑が行われた。

##### イ 締めくくり的な質疑

次いで、同日、これまでの調査を踏まえ、小林国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

小林国務大臣に対しては、不適切な管理事案の発生原因と再発防止策を内閣情報調査室で取りまとめ各省庁と共有する必要性、指定の有効期間、延長及び解除条件の設定の在り方、特定秘密の指定件数が少なく文書数が多い行政機関においては指定する情報の範囲が広すぎるのではないかという懸念、審査会がその役割と責務を果たしていくために政府がより一層情報を開示する必要性等について質疑が行われた。

内閣府独立公文書管理監に対しては、特定秘密文書の内容が妥当な範囲に収まっているかの確認状況<sup>28</sup>及びそのための業務体制上の課題、内閣府独立公文書管理監への特定秘密に関する通報<sup>29</sup>件数が0件であったことの評価、令和2年度に確認した文書数が1年間で増加した文書数に比して極めて少ないことの問題等について質疑が行われた。

<sup>28</sup> 本審査会の年次報告書(令和3年12月)において、特定秘密の指定が適切であっても、対象情報の拡大解釈等により行政文書が過剰に特定秘密文書とされていないかの懸念があるとして、検証・監察の際には、当該文書の提示を受け、特定秘密とされる情報が妥当な範囲に収まっているかを確認するよう、内閣府独立公文書管理監に求めている。

<sup>29</sup> 特定秘密の指定等の適正を確保する一環として、運用基準V4においては、特定秘密を取り扱う者が、特定秘密の指定等が本法等に従って行われていないと考えるときに行政機関の長又は内閣府独立公文書管理監が設置する窓口に通報することができる制度を定めている。

## 6. 主な指摘事項

審査会における調査を通じて、委員からは、特定秘密保護制度の運用の改善に係る様々な指摘があった。これらの指摘を踏まえ、本報告書では4項目について政府に適切な対応を求めている。その内容は以下のとおりである。

### 年次報告書（令和4年6月）における「主な指摘事項」

#### 〔不適切な管理事案の発生原因と再発防止策の各行政機関との共有〕

- 不適切な管理事案が明らかになったことを踏まえ、更なる事案の発生を予防するため、不適切事案が発生した場合は、発生原因と講じた再発防止策についての情報を当該行政機関にとどめることなく、内閣情報調査室が取りまとめて各行政機関と共有すること。また、秘密情報の管理方法に関する他国の優良事例を研究し、実効性の高い取組があれば積極的に各行政機関へ情報提供し、取組を促すこと。

#### 〔指定の解除条件の設定件数増加を促す取組の推進〕

- 運用基準において、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、有効期間を5年とした上で、指定の解除条件を明らかにするよう努めることが求められている中、大半の特定秘密の有効期間が5年に設定され、延長される一方、解除条件が設定されているものが3割にとどまっている状況を踏まえ、解除条件を設定すべき特定秘密に該当するかどうかを厳格に判断するとともに、設定件数の増加を促す取組を進めること。

#### 〔本審査会から説明を求められた場合の真摯かつ適切な対応〕

- 本審査会は厳格な保護措置を講じており、特定秘密保護制度の運用状況を監視する本審査会の役割と責務を果たすためには、政府のより一層の情報開示が重要であることを踏まえ、本審査会が行政機関に説明を求めた場合には、不開示情報を含めた具体的な説明を適確に行うなど、真摯かつ適切に対応すること。

#### 〔指定の有効期間の検証・監察をおおむね1年以内に終えるために必要な体制の整備〕

- 内閣府独立公文書管理監の指定の有効期間の検証・監察においては、1年以上掛かっているものが数多く見られるところ、延長の判断が適正でないものが含まれている場合、長期間にわたり是正されないままになるため、おおむね1年以内に検証・監察が終わるよう、検証・監察の実効性を高め、必要な体制を整備すること。

（注）各指摘事項に付した見出しは参議院情報監視審査会事務局による。

## 7. おわりに

我が国の安全保障をめぐる情勢は、ロシアによるウクライナ侵略、中国による軍事活動の拡大・活発化、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発、グローバル化等に伴う経済安全保障上の課題の深刻化など一層厳しさを増している。こうした状況に対応するため、関係国との間では安全保障に係る情報のやり取りが活発化していると推察され、情報保全の重要性も増している。

しかしながら、今回の調査において、2件の特定秘密の不適切な管理事案が明らかになった。1件は、経済産業省の職員のキャビネットから特定秘密文書等管理簿に登録していない特定秘密文書が発見されるという事案、もう1件は、病死した内閣情報調査室の職員の自宅で特定秘密文書が発見され、当該職員が特定秘密文書を自宅に持ち帰っていたことが判明した事案である。いずれの事案も情報漏えい等は確認されなかったとのことであるが、審査会では、これを重く受け止め、不適切事案が発生した場合は、発生原因と講じた再発防止策についての情報を各行政機関で共有すること等を政府に求めた。

審査会には、我が国の情報保全体制に対する信頼の確保という観点からも、引き続き、行政における特定秘密の指定・解除の妥当性や適性評価の実施の状況について、行政機関にただすとともに、必要に応じて特定秘密の提示等を求め、改善すべき点を指摘するなど、特定秘密保護制度の運用が適正なものとなっているかを厳しく監視していくことが求められる。